

2 耕地及び農産物

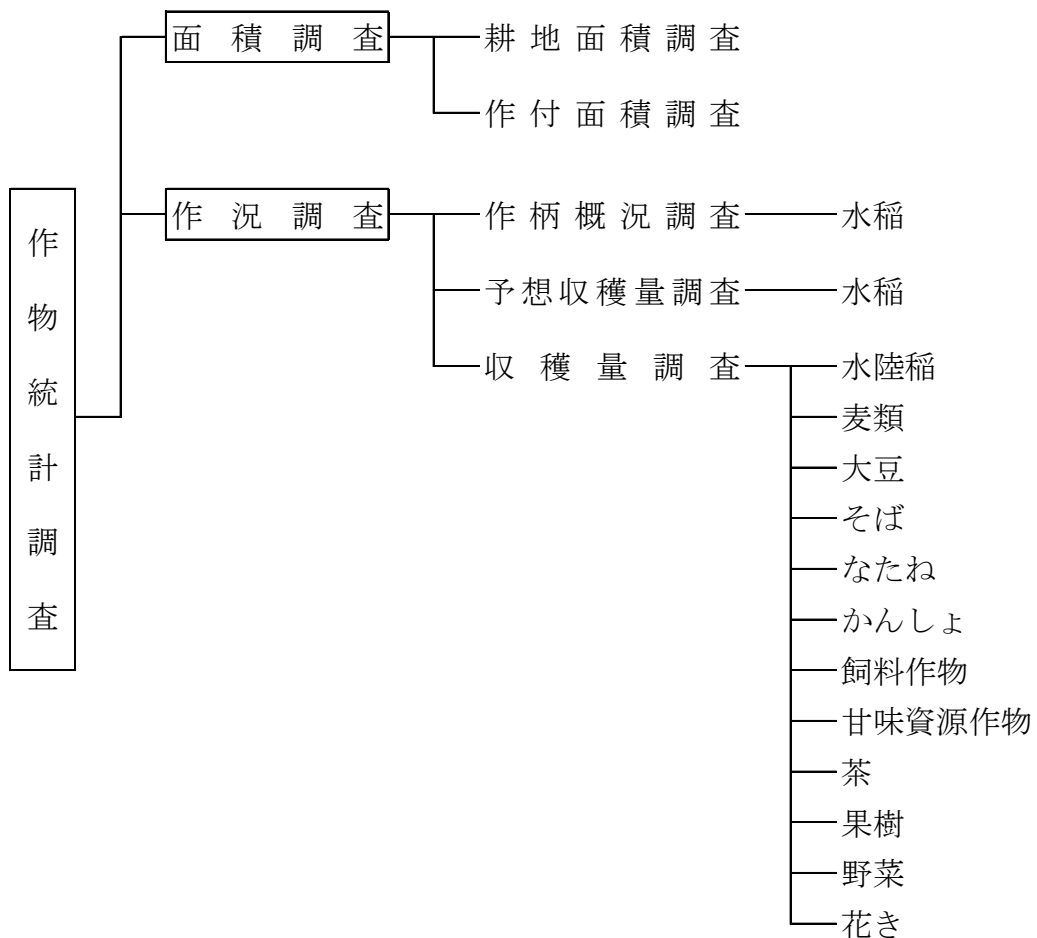
解説

ここには、作物統計調査（耕地面積、農作物の作付面積、10a 当たり収量、収穫量及び出荷量）、畜産統計調査に関する統計及び沖縄県農林水産部が取りまとめた『さとうきび及び甘しゅ糖生産実績』を掲載した。

(1) 耕地及び農作物

作物統計調査は、耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づく食料・農業・農村基本計画において策定された食料自給率及び生産努力目標の達成に向けた各種施策の推進、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）に基づく需要見通し等の策定、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済事業の適正な運営等の農業行政の基礎資料を整備することを目的として実施している。

作物統計調査の調査体系は以下のとおりである。



ア 面積調査の概要

(ア) 調査対象

- a 耕地面積（7月15日現在）
全国の田耕地及び畑耕地を対象とした。
- b 農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率
農作物の栽培の用に供される全ての土地を対象とした。
- c 果樹及び茶栽培面積（7月15日現在）
調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体とした。

(イ) 調査の時期

- a 耕地面積、果樹及び茶栽培面積：毎年7月15日
- b 耕地の拡張及びかい廃面積：前年7月15日～当年7月14日

(ウ) 調査の方法

- a 耕地面積（7月15日現在）

(a) 耕地面積

全国約290万の単位区（全国の土地を隙間なく200メートル四方（北海道は400メートル四方）の格子状に区分し、耕地が存在する区画）から抽出された「標本単位区」に対し、職員又は専門調査員が対地標本実測調査を行い、この結果に基づいて推定を行う。

対地標本実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については、職員又は専門調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集等により把握した。

(b) 耕地の拡張及びかい廃面積

職員又は統計調査員による巡回・見積り及び専門調査員による情報収集等により把握した。

- b 農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率

作物統計調査及び特定作物統計調査については、調査で把握した結果を採用し、それ以外については、推計値並びに必要なに応じて巡回・見積り及び情報収集により作成した。

- c 関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び職員又は専門調査員による巡回・情報収集により補完した。

イ 作況調査（水稻、麦類、豆類、工芸農作物等）の概要

(ア) 調査の範囲

- a 水稻、麦類

全国の区域

- b かんしょ

直近の全国調査年において、全国の作付面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県の区域。ただし、作付面積調査にあつては3年ごと、収穫量調査にあつては6年ごとに全国の区域とする。

- c 飼料作物

直近の全国調査年において、全国の作付（栽培）面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち、飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域。ただし、作付面積調査にあつては3年ごと、収穫量調査にあつては6年ごとに全国の区域とする。

d さとうきび

鹿児島県及び沖縄県とする。

e 茶

直近の全国調査年において、全国栽培面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、茶の畑作物共済事業を実施し、半相殺方式を採用している都道府県の区域。

ただし、6年ごとに全国の区域とする。

(イ) 調査の方法及び期日

a 水稲

作況標本筆、作況基準筆に対する職員、専門調査員による実測調査及び作況基準筆結果に基づく巡回・見積り。

調査期日は収穫期とする。

b 麦類、かんしょ、飼料作物

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査及び職員、専門調査員による巡回・情報収集。

調査期日は収穫期とする。

c さとうきび

製糖会社・製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び職員による巡回・情報収集。

調査期日は収穫期とする。

d 茶

標本荒茶工場に対する往復郵送調査及び職員、専門調査員による巡回・情報収集。

調査期日は12月1日現在とする。

ウ 作況調査（果樹）の概要

(ア) 調査の範囲

パインアップル以外の品目については、調査対象品目ごとに直近の全国調査年の全国栽培面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び当該品目ごとに果樹共済事業を実施する都道府県（みかん及びりんごにあつては、果実需給安定対策事業を実施する都道府県を含む。）の区域（主産県）としている。ただし、6年ごとに全国の区域とする。

パインアップルについては、沖縄県の区域とする。

(イ) 調査の方法及び期日

結果樹面積（パインアップルにあつては収穫面積）の把握は、集出荷団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び巡回・見積りにより、収穫量・出荷量の把握は集出荷団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行う。

調査期日は収穫・出荷終了時とする。

エ 作況調査（野菜）の概要

(ア) 調査の範囲

調査対象品目又は調査対象品目の季節区分ごとに直近の全国調査年の全国作付面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、当該品目ごとに畑作物共済事業を実施する都道府

県及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県の区域（主産県）としている。ただし、作付面積調査にあつては3年ごと、収穫量調査にあつては6年ごとに全国の区域とする。

(イ) 調査の方法及び期日

作付面積の把握は、集出荷団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び巡回・見積りにより、収穫量・出荷量の把握は集出荷団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行う。

調査期日は、収穫・出荷終了時とする。

オ 作況調査（花き）の概要

(ア) 調査の範囲

調査対象品目ごとに直近の全国調査年において、全国作付（収穫）面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県の区域（主産県）としている。ただし、作付（収穫）面積調査にあつては3年ごと、出荷量調査にあつては6年ごとに全国の区域とする。

(イ) 調査の方法及び期日

作付（収穫）面積の把握は、集出荷団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び巡回・見積りにより、出荷量の把握は集出荷団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行う。

なお、作付（収穫）面積の増減動向、被害の発生状況等の確認について、必要に応じて都道府県等の行政機関、花き試験場、花き市場、花き関係協会等の関係機関から情報収集を行う。

調査期日は、収穫・出荷の終了した翌年2月末日とする。

カ 沖縄県農林水産部『さとうきび及び甘しゃ糖生産実績』について

沖縄県が取りまとめたさとうきび生産実績について市町村別に「さとうきびの収穫面積、10a当たり収量及び収穫量」及び「さとうきびの経営規模別農家数」を掲載した。

なお、調査手法の違いから沖縄総合事務局取りまとめ数値とは必ずしも一致しない。

キ 市町村別統計について

(ア) 耕地面積及び水稻の市町村別統計は「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等を踏まえ、県別の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

(イ) 耕作者の市町村間の出作・入作を考慮していない。（属地統計）

(ウ) 数値は四捨五入しており、市町村値の計が県値と一致しないことがある。

ク 定義及び用語の説明

耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

田

たん水設備（けい畔など）とこれに所要の用水を供給しうる設備（用水源、用水路など）を有する耕地をいう。

畑	田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。
普通畑	畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物、又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。
樹園地	畑のうち、果樹、茶などの木本性作物を1a以上集団的に栽培するものをいう。
牧草地	畑のうち専ら牧草の栽培に供されるものをいう。
拡張 (増加要因)	耕地以外の地目から田又は畑に転換され、すでに作物を栽培するか又は次の作付期において、作物を栽培することが可能となった状態の耕地をいう。
開墾	山林、原野、牧野、池沼又は雑種地を耕地にすることをいう。
かい廃 (減少要因)	田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態の土地をいう。かい廃面積は、自然災害、人為かい廃によって生じる。田畑別に見た場合は、田畑転換によっても生じる。
人為かい廃	耕地を山林、原野、牧野、池沼又は雑種地とした場合及び宅地、工場用地、道路、鉄道用地、農林道、用排水路等とした場合をいう。
作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けしている面積をいう。
栽培面積	1度のは種又は植付け後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培している面積をいう。
作付(栽培) 延べ面積	稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、その他作物の作付(栽培)面積の合計をいう。
摘採面積	茶栽培面積のうち、収穫を目的として茶葉の摘採が行なわれた実面積をいう。
収穫量	実際に収穫されたもののうち、一定の基準(品質・規格)以上のものをいう。
収穫面積	さとうきび等の農作物が実際に収穫された面積をいう。

出荷量	生食用、加工用として販売したもので、種子用、飼料用として販売したものは除く。
10a 当たり収量	実際に収穫された 10a 当たりの収穫量をいう。
水稲の二期作	同一の土地に年間に 2 回作付けする栽培方法をいう。
さとうきび	
春植え	春に茎を植え付け、発芽したものをその年の秋から翌年春にかけて収穫する栽培方法をいう。
夏植え	夏に茎を植え付け、発芽したものを翌年の秋から翌々年の春にかけて収穫する栽培方法をいう。
株出し	前年収穫した株から発芽したものを、その年の秋から翌年の春にかけて収穫する栽培方法をいう。
結果樹面積	農家が当該年産の収穫を意図して結果させた栽培面積をいう。

(2) 畜産

ア 畜産統計調査の概要

(ア) 調査の目的

主要家畜の飼養戸数・頭羽数及びその規模別分布等を把握し、我が国の畜産業の現況を明らかにすることにより、畜産行政推進のための資料に資することを目的としている。

(イ) 乳用牛調査、肉用牛調査、豚調査、採卵鶏調査及びブロイラー調査の対象

乳用牛飼養者（おすのみを飼養している場合を除く。）、肉用牛飼養者、豚飼養者及び採卵鶏飼養者（成鶏めすの飼養羽数が1千羽以上のものに限る。）、ブロイラー飼養者（ブロイラーの年間出荷羽数が3千羽以上のものに限る。）を対象とした。

なお、飼養者が複数の畜種（例えば豚と採卵鶏）を飼養している場合は、それぞれの畜種別に調査の対象とした。

また、同一飼養者が複数の市町村で飼養している場合は、それぞれの市町村ごとに1飼養者（飼養頭数等は、1つの市町村内で飼養している分とする。）とした。

ここでいう飼養者とは、家畜を飼養する全ての者（法人を含む。）のことであり、学校、試験場なども含めた。

令和2年以降の乳用牛及び肉用牛については、従来実施してきた飼養者を対象とした統計調査を廃止し、新たに牛個体識別全国データベース（以下「個体データ」という。）、乳用牛群能力検定成績及び畜産統計調査（過去データ）の情報により集計する加工統計として取りまとめたため、対象を個体データに登録された乳用牛及び肉用牛の飼養者とした。

(ウ) 調査（集計）期日

a 乳用牛及び肉用牛に係る加工統計

乳用牛及び肉用牛については、毎年2月1日現在での集計である。

b 乳用牛調査、肉用牛調査、豚調査、採卵鶏調査及びブロイラー調査

乳用牛調査、肉用牛調査、豚調査、採卵鶏調査及びブロイラー調査については、毎年2月1日現在での調査である。

ただし、豚調査、採卵鶏調査及びブロイラー調査については、「農林業センサス」実施年を除く。

イ 用語の定義

【家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数】

乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛（将来搾乳する目的で、飼養している子牛を含む。）をいう。

したがって、対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。

乳用牛、肉用牛の区分は利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に飼養しているものは肉用牛とした。

ただし、搾乳経験のある牛（乳廃牛）で肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中の牛は肉用牛とせず乳用牛に含めた。

成畜

満2歳以上の牛をいう。

ただし、2歳未満であっても既に分べんの経験がある牛は、ここに含めた。

経産牛

分べん経験のある牛をいい、搾乳牛と乾乳牛とに分かれる。

搾乳牛

経産牛のうち、現在、搾乳中の牛をいう。

乾乳牛

経産牛のうち、現在、搾乳していない牛をいう。

なお、搾乳経験のある牛で肉用に肥育中の牛（乳廃牛）を含む。

未經産牛

出生してから、初めて分べんするまでの牛をいう。

肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいう。肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分でなく、利用目的によって区分した。

したがって、乳用種のおすばかりでなく、乳用種の未經産のめす牛も肉用を目的として肥育している場合は肉用牛とした。

ただし、搾乳経験のある牛を肉用に肥育しても肉用牛に含まれない。

肉用種

乳用種以外の肉用牛をいう。黒毛和種、褐色（あか毛）和種、その他に分類し、その他は黒毛和種、褐色和種以外の肉用種（外国種を含む。）とした。

乳用種

ホルスタイン種等の乳用種のうち、肉用を目的として飼育している牛をいう。

豚

肉用を目的として飼養している豚をいう。

子取り用めす豚

生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚である。

種おす豚

生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚である。

肥育豚

自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。

その他	<p>上記以外の豚をいう。 また、肥育用のもと豚として販売するものはここに含める。</p>
採卵鶏	<p>鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。</p>
ひな	<p>ふ化後6か月齢未満のめす鶏をいい、産卵をしても6か月齢未満の鶏はここに含めた。 ただし、種鶏のひなは除いた。</p>
成鶏めす	<p>ふ化後6か月齢以上のめすの鶏をいう。 ただし、種鶏の成鶏めすは除いた。</p>
ブロイラー	<p>当初から食用に供する目的で飼養している鶏で、ふ化後3か月未満で肉用として出荷するものをいい、肉用目的で飼養している鶏であれば、肉用種、卵用種等は問わない。</p>